

# 平成30年小田原市議会6月定例会

## 総務常任委員会資料

資 料 名	所 管 課	頁
生涯現役促進地域連携事業について	企 画 政 策 課	1
小田原市印鑑条例及び小田原市印鑑条例施行規則の一部改正案に対する市民意見の募集結果について	戸 籍 住 民 課	3
小田原市役所支所設置条例の廃止及び小田原市役所地域センター住民窓口、連絡所及び窓口コーナー設置規則の一部改正案に対する市民意見の募集結果について		5

平成30年 6 月 8 日

# 生涯現役促進地域連携事業について

## 1 事業の概要

少子高齢化が進展し、労働力不足が課題となる中で、国（厚生労働省）では、働く意欲のある高齢者が能力や経験を生かし、年齢に関わりなく働くことができる生涯現役社会の実現に向けて、地方自治体を中心となって構成される協議会からの提案に基づき、地域における高齢者の就労促進に資する事業を幅広く実施している。

## 2 事業の実施スキーム

### (1) 企画競争

国は、協議会から事業構想（案）を募集し、高齢者及び地域のニーズ等を踏まえた創意工夫のある事業構想を選定して、その事業の実施を委託する。

### (2) 実施主体、期間及び規模

実施主体：協議会（地方自治体を中心となって構成される組織）

実施期間：3年度間（平成30年度～平成32年度）

事業規模：市町村は各年度2,000万円が上限

### (3) 過去の採択状況

平成28年度 15団体（都道府県8団体、市区町村7団体）

平成29年度 14団体（都道府県5団体、市区町村9団体）

## 3 本年度の実施状況

### (1) 本市の対応

実施主体となる小田原市生涯現役推進協議会を設置し、国の企画競争に参加して5月に採択を受けたことから、委託契約を交わし、本年度7月から平成32年度まで事業を実施する。

### (2) 事業規模

平成30年度 18,659千円

平成31年度 18,596千円

平成32年度 18,596千円

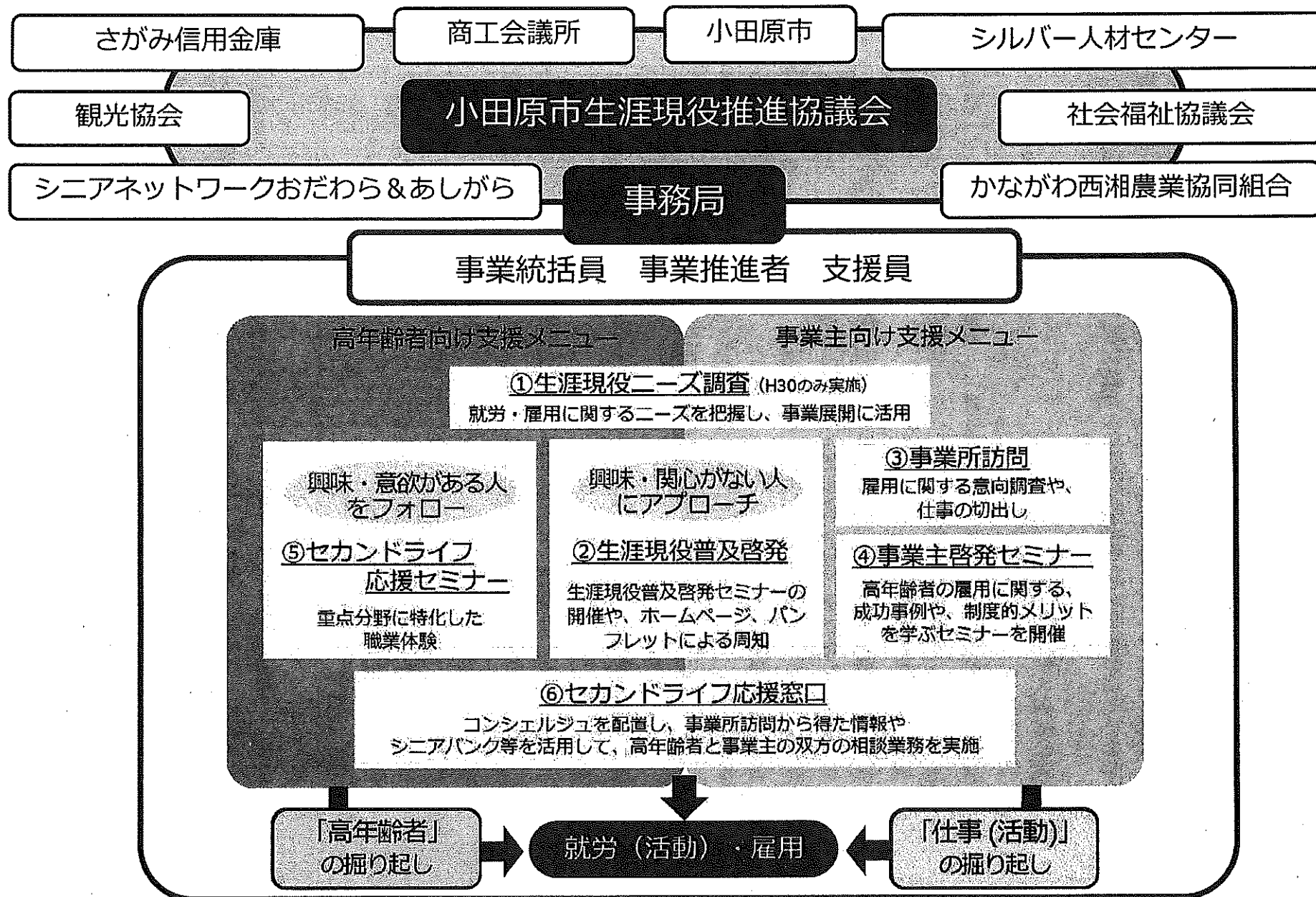
### (3) 採択団体

13団体（都道府県8団体、市区町村5団体）

都道府県：群馬県、新潟県、兵庫県、岡山県、愛媛県、高知県、熊本県、鹿児島県

市区町村：小田原市、横手市、見附市、福山市、宮古島市

# 4 小田原市における生涯現役促進地域連携事業の概念図



# 小田原市印鑑条例及び小田原市印鑑条例施行規則の一部改正案に対する 市民意見の募集結果について

## 1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市印鑑条例及び小田原市印鑑条例施行規則の一部改正
政策等の案の公表の日	平成30年4月16日(月)
意見提出期間	平成30年4月16日(月)から平成30年5月15日(火)まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布(市内公共施設、ホームページ)

## 2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数(意見提出者数)	2件(1人)
インターネット	1人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
直接持参	0人
無効な意見提出	0人

## 3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	0
C	今後の検討のために参考とするもの	0
D	その他(質問など)	2

〈具体的な内容〉

	意見の内容(要旨)	区分	市の考え方(政策案との差異を含む。)
1	個人番号カードを使用して印鑑証登録明書を発行しても、手数料は300円か。	D	手数料は300円です。
2	個人番号カードを使用して印鑑登録証明書の交付申請手続をする場合は、窓口交付であっても小田原市印鑑	D	各窓口前に個人番号カードを使用した申請が可能な端末機を設置予定なので、端末機を利用する場合は、印鑑登録証明書交付申請書の使用は不要となります。

<p>条例施行規則第10条に定める印鑑登録証明書交付申請書は使用しない取り扱いとなるのか。</p> <p>それとも、窓口交付で個人番号カードを使用した印鑑登録証明書の交付申請手続は行わない取り扱いとなるのか。</p>		
--	--	--

# 小田原市役所支所設置条例の廃止及び小田原市役所地域センター住民窓口、連絡所及び窓口コーナー設置規則の一部改正案に対する市民意見の募集結果について

## 1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市役所支所設置条例の廃止及び小田原市役所地域センター住民窓口、連絡所及び窓口コーナー設置規則の一部改正
政策等の案の公表の日	平成30年3月15日（木）
意見提出期間	平成30年3月15日（木）から平成30年4月13日（金）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ）

## 2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	9件（3人）
インターネット	1人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
直接持参	2人
無効な意見提出	1人

## 3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	1
C	今後の検討のために参考とするもの	6
D	その他（質問など）	2

〈具体的な内容〉

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	存続する窓口の混雑緩和のため、マルチコピー機を設置し、マイナンバーカードを使用した証明書交付サービスを実施してもらいたい。	B	存続を予定する5か所の窓口において、タブレット端末等を設置して、マイナンバーカードを使用した証明書申請サービスを実施します。
2	支所廃止に際して、住民サービスの量・質共に落とさないための施策を具体的に住民に説明してほしい。	C	支所等の廃止に伴う不便を最小限にするための対応策として、コンビニエンスストアや郵便局での証明書交付サービスを導入することとしており、広報小田原等で周知するほか、要望に応じて個別に説明会を開催していきます。
3	支所等が廃止されると、市の行事等の確認方法がなくなる。	C	市の行事等は、広報小田原や市のホームページ、ケーブルテレビ、FMおだわら等でお知らせしています。 広報小田原は自治会経由の世帯配布に加えて、市内のコンビニエンスストアや鉄道の駅等にも配架しており、今後も周知方法の拡充に努めていきます。
4	支所が廃止されると、支所から所管課担当者に用件を取りついでもらえなくなる。	C	所管課への用件は、直接、電話やメール等で承っていますが、問い合わせがしやすいような工夫や周知に努めていきます。
5	支所の廃止により、市民に大きな不便や負担が無いよう、特に高齢者への更なる代替措置を講じてほしい。	C	支所等の廃止に伴う不便を最小限にするための対応策として、コンビニエンスストアや郵便局での証明書交付サービスを導入します。 届出等は、存続を予定する3か所の地域センター住民窓口で手続きを行っていただきますが、郵送や代理人による手続きが可能なものもあるため、手続きの方法について、今後も一層の周知を図っていきます。
6	存続するアークロード市民窓口においても、他の住民窓口と同様の事務を取り扱ってもらいたい。	C	アークロード市民窓口の在り方については、御意見を参考にさせていただきます。

7	<p>存続する窓口マルチコピー機を設置することで、現在実施している平日午前8時30分から午後5時以外の時間帯や休日窓口開庁を廃止し、経費節減を図ってほしい。</p>	C	<p>マルチコピー機が設置された全国約53,000店舗のコンビニエンスストアにおいて、証明書の交付サービスが利用できるようになります。休日窓口開庁の見直し等については、御意見を参考にさせていただきます。</p>
8	<p>確定申告時、申告用紙を支所窓口で配布しているが、今後は受け取れなくなるのか。</p>	D	<p>確定申告書は、市役所市民税課のほか、存続する予定のアークロード市民窓口及び3か所の地域センター住民窓口で配布するので、最寄りの場所を御利用ください。また、小田原税務署では御連絡をいただいた方に、確定申告書を郵送しているので、併せて御利用ください。</p>
9	<p>名寄帳はコンビニでの再発行は不可であるため、本所になるのか。</p>	D	<p>名寄帳は、市役所資産税課のほか、存続する予定のアークロード市民窓口及び3か所の地域センター住民窓口で取得できます。</p>



